

談 合 情 報 対 応 手 続

第 1 談合情報の受理時点ごとの具体的対応手続

1 入札執行前に談合情報を受理した場合

(1) 受理した談合情報の支出負担行為担当者等への報告

競争入札に付すべき契約に関し談合情報があった場合、当該談合情報を受理した者は、談合情報報告書（別記第 1 号様式）に、情報提供者の身元、氏名、談合情報の内容等を記録し、支出負担行為担当者又は支出負担行為に相当する行為を行う者（以下「支出負担行為担当者等」という。）に報告するものとする。

なお、情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

(2) 合議制委員会への談合情報の報告

(1)により報告を受けた支出負担行為担当者等は、直ちに調査の必要性について判断し、第 3 に規定する委員会（以下第 1 及び第 2 において「公正入札調査委員会」という。）の委員長に対し、当該談合情報報告書（写し）により報告するものとする。この場合、当該談合情報報告書（写し）には談合情報に対する調査の要否等についても記載するものとする。

(3) 公正取引委員会及び警察並びに総務部行政局長への談合情報の通報等

支出負担行為担当者等は、(1)の報告を受けたときは、談合情報報告書（写し）により、対象契約が特定できるものすべてについて、速やかに公正取引委員会及び北海道警察（以下「警察」という。）へ通報するとともに、総務部行政局長に報告するものとする。この場合、支出負担行為担当者等は、公正取引委員会及び警察へ通報していることが外部に漏れることのないよう十分留意するものとする。

(4) 調査基準等

ア 支出負担行為担当者等は、(2)の調査の要否の判断に当たり、対象契約が特定でき、かつ、次の要件に該当する談合情報については、調査を行うものとする。

(ア) 談合の具体的な物証（メモ、録音テープ、写真等）が示されたもの

(イ) 情報提供者の氏名及び連絡先が明らかなもの（報道機関からの通報であって、報道機関への情報提供者が不明な場合を除く。）

(ウ) 情報提供者が匿名の場合（報道機関からの通報であって、報道機関への情報提供者が不明な場合を含む。）にあっては、落札予定者名を含むもの、又は次のいずれかの事項を 2 つ以上含むもの

a 落札予定金額

b 談合に関与したとされる業者名

c 談合が行われた日時及び場所

(エ) 談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われる内容（(ウ)に掲げる内容を除く。）を含むもの

(オ) 上記(ア)から(エ)までのほか、調査が必要であると認められるもの

イ 支出負担行為担当者等は、アに該当しない場合は、入札を予定どおり執行するものとする。

ウ 支出負担行為担当者等は、イの規定による入札手続が終了したときは、入札結果の一覧表により入札結果を公正入札調査委員会の委員長に報告するとともに、速やかに公正取引委員会及び警察並びに総務部行政局長に入札結果の一覧表を送付するものとする。この場合において、当該入札結果の一覧表には(2)又は(3)の報告又は通報の関連（報告年月日、対象契約名称など）について余白に付記するものとする。

(5) 入札の延期及び取りやめ

ア 支出負担行為担当者等は、談合情報の対応に日数を要すると判断したときは、入札の執行

を延期するものとする。

イ 支出負担行為担当者等は、談合情報が次のいずれかに該当する場合において、入札執行手続をすることが不適当と認められるときは、調査することなく、入札の執行を取りやめることができるものとする。

なお、この場合は、支出負担行為担当者等は、(2)の報告の際に、入札の執行を取りやめた旨を談合情報報告書(写し)に付記するものとする。

(ア) 一般競争入札の参加業者名又は指名競争入札の指名業者名のすべてを、おおむね正確に指摘したと認められるもの

(イ) 予定価格又は設計積算額を、認知又は推察できる状況になる前に正確に指摘したと認められるもの

(ウ) その他支出負担行為担当者等が、入札執行手続の継続が不適当と認めるとき

ウ イの規定により入札の執行を取りやめ、新たに競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札によるときは、当初の入札参加者(入札参加者が共同企業体の場合にあつては、その構成員を含む。以下同じ。)を指名しないものとする。

(6) 調査(事情聴取)手続

ア 支出負担行為担当者等は、調査を行う場合は、直ちに事情聴取を行う複数の職員(以下「事情聴取者」という。)を指定し、入札参加者全員に対し事情聴取を行わせるものとする。この場合、事情聴取者は、原則として事業担当課及び事業担当課以外の課の主幹相当職以上の職にある者から、それぞれ指定するものとする。

イ 事情聴取の相手方は、原則として談合情報があつた競争入札における入札参加者の代表取締役、入札代理人又は役員等の責任者とする。

ウ 支出負担行為担当者等及び事情聴取者は、事情聴取事項が個別の事案に即した実効的なものになるよう、常に工夫してこれを決定するとともに、事情聴取事項が事前に事情聴取の相手方に伝わらないように情報管理を徹底するものとする。

エ 事情聴取者は、事情聴取を行ったときは、事情聴取書(別記第2号様式)に事情聴取の内容を記録し、直ちに支出負担行為担当者等に報告するものとする。

オ 支出負担行為担当者等は、事情聴取の結果、新たな情報(談合を行ったとされる者や談合が行われた日時、場所等)が得られたときは、入札参加者全員に対し再度の事情聴取を行うことができる。この場合において、当初の事情聴取で得られた情報に基づき聴取事項を設定し、再度の事情聴取を行うものとする。

(7) 談合事実認否の審議

ア (6)のエの規定により報告を受けた支出負担行為担当者等は、直ちに公正入札調査委員会の委員長に事情聴取書(写し)により事情聴取内容を報告するとともに、談合事実認否の審議を依頼するものとする。

イ アの規定により審議の依頼を受けた公正入札調査委員会の委員長は、速やかに委員会を招集し、事情聴取の内容について検討した上で、談合事実の認否について審議し、その結果を支出負担行為担当者等に通知するものとする。

ウ アの規定により審議の依頼を受けた公正入札調査委員会の委員長は、審議に必要があると認めるときは、支出負担行為担当者等に再度の調査を求め、当該調査結果に基づき談合事実の認否について審議することができるものとする。

(8) 工事等に関する談合情報の入札監視委員会への審議依頼

ア 支出負担行為担当者等は、工事及び工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務の契約に関する談合情報のうち次に掲げるものについては、談合事実認否の審議を北海道入札監視委員会(以下「入札監視委員会」という。)に依頼するものとする。

(ア) 特定の職員の入札への不当な関与を指摘したもの

(イ) その他入札監視委員会による審議を経ることが適当であると認められるもの

- イ 支出負担行為担当者等がアの規定により入札監視委員会に審議を依頼する場合は、あらかじめ総務部行政局長に協議の上、談合情報に係る審議依頼書（別記第3号様式）に事情聴取書（写し）その他の関係書類を添付して行うものとする。
- ウ アの規定により入札監視委員会に審議を依頼するときは、(7)の規定を適用しないことができるものとする。
- (9) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理（談合の事実がある又は談合の疑いが強いと認められる場合）
- ア 支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会又は入札監視委員会（以下「公正入札調査委員会等」という。）から「談合の事実があると認められる」と通知されたとき又は「談合の疑いが強いと認められる」と通知されたときは、入札の執行を取りやめるものとする。
- イ アの規定により入札の執行を取りやめ、新たに競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札によるときは、当初の入札参加者を指名しないものとする。
- (10) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理（談合の事実が確認できない場合）
- ア 支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会等から「談合の事実が確認できない」と通知された場合において、競争入札を執行しようとするときは、次の対応を行うものとする。
- (ア) 当初の入札が一般競争入札及び公募による指名競争入札の場合は、入札の執行を取りやめ、地域要件、格付要件等を緩和した上で新たに一般競争入札を執行する。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、当初の入札を執行することができる。
- a 適正な入札及び契約履行の確保の観点から、当初の入札に係る地域要件、格付要件等を緩和することが困難な場合
- b 当初の入札において、応札可能者数が20者以上となる地域要件、格付要件等を設定している場合
- (イ) 当初の入札が通常の名指競争入札（公募による指名競争入札以外のものをいう。以下同じ。）の場合は、次のいずれかの方法による。
- a 入札の執行を取りやめ、新たに一般競争入札を執行する。
- b aの方法による場合には契約の目的を達成することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、入札参加者を7者以上追加指名した上で入札を執行する。
- イ 入札執行者は、アの規定による対応に係る入札の執行に当たり、入札参加者に次の事項について注意を促すものとする。
- (ア) 当該入札（契約）について談合があったとの通報があったが、競争入札心得を遵守し厳正に入札すること。
- (イ) 入札後、落札決定を保留の上全入札者から積算内訳書の提出を求めるとともに、事情聴取を行うことがあること。
- (ウ) 積算内訳書の確認及び事情聴取の結果によっては、入札の執行の取りやめ等の措置を採ることがあること。
- (11) 談合情報どおりの者が落札対象者となった場合等の調査等
- ア (10)のアの規定による対応に係る入札を執行した結果、談合情報どおりの者が落札対象者となった場合その他の入札結果等から特に必要と認められる場合は、入札価格を読み上げた上で落札決定を保留し、全入札者から積算内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかどうかを確認するとともに、再度、調査を行うものとする。
- イ (6)及び(7)の規定は、アにより調査を行う場合に準用する。
- ウ アの対応に時間を要すると判断したときは、後日、入札結果を各入札者に通知するものとする。
- エ 公正入札調査委員会の審議結果通知後の事務処理については、次に掲げるところによるものとする。
- (ア) 「談合の事実があると認められる」と通知されたときは、競争入札心得に定める無効入

札の条件（入札に関し不正の行為のあった者のした入札）を適用して入札を無効とし、入札の執行を打ち切る。

(イ) 「談合の疑いが強いと認められる」と通知されたときは、入札の執行を取りやめる。

(ウ) 「談合の事実が確認できない」と通知されたときは、入札結果に基づき落札決定する。

オ エの(ア)又は(イ)の規定に該当し、新たに競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札によるときは、当初の入札参加者を指名しないものとする。

(12) 公正入札調査委員会への談合情報の事務処理経過の報告

支出負担行為担当者等は、(4)のイの規定により入札を執行した場合を除き談合情報に係る一連の対応が終了したときは、談合情報対応経過記録書（別記第4号様式）及び入札結果の一覧表により、談合情報に関する事務処理経過を公正入札調査委員会の委員長に報告するものとする。

(13) 公正取引委員会及び警察並びに総務部行政局長への談合情報経過記録の送付

支出負担行為担当者等は、(12)の報告後、談合情報対応経過記録書（写し）、事情聴取書（写し）及び入札結果の一覧表を速やかに公正取引委員会及び警察並びに総務部行政局長に送付するものとする。

2 入札執行後、契約締結前に談合情報を受理した場合

(1) 受理した談合情報の支出負担行為担当者等への報告等

ア 1の(1)から(3)までの規定は、入札執行後、契約締結前に談合情報を受理した場合に準用する。

イ アで準用する1の(2)又は(3)の報告又は通報に当たっては、入札結果の一覧表を添付するものとする。

(2) 調査基準

ア 支出負担行為担当者等は、(1)で準用する1の(2)の調査の要否の判断に当たり、対象契約が特定でき、かつ、次の要件に該当する談合情報については、調査を行うものとする。

(ア) 談合の具体的な物証（メモ、録音テープ、写真等）が示されたもの

(イ) 談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われる内容を含むもの

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のほか、調査が必要であると認められるもの

イ 支出負担行為担当者等は、アに該当しない場合は、契約を締結するものとする。

(3) 調査（事情聴取）手続等

1の(6)から(8)までの規定は、入札執行後、契約締結前に談合情報を受理した場合に準用する。

(4) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理（談合の事実があると認められる場合）

ア 支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会等から「談合の事実があると認められる」と通知されたときは、競争入札心得に定める無効入札の条件（入札に関し不正の行為があった者のした入札）を適用し、入札を無効とするものとする。

イ アの規定により入札を無効とし、新たに競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札によるときは、当初の入札参加者を指名しないものとする。

(5) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理（談合の事実が確認できない場合）

支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会等から「談合の事実が確認できない」と通知されたときは、契約を締結するものとする。

(6) 公正入札調査委員会への談合情報の事務処理経過の報告等

1の(12)及び(13)の規定は入札執行後、契約締結前に談合情報を受理した場合に準用する。

3 契約締結後に談合情報を受理した場合

(1) 受理した談合情報の支出負担行為担当者等への報告等

ア 1の(1)から(3)までの規定は、契約締結後に談合情報を受理した場合に準用する。

イ アで準用する1の(2)又は(3)の報告又は通報に当たっては、入札結果の一覧表を添付す

るものとする。

(2) 調査基準

ア 支出負担行為担当者等は、(1)で準用する1の(2)の調査の要否の判断に当たり、対象契約が特定でき、かつ、次の要件に該当する談合情報については、調査を行うものとする。

(ア) 談合の具体的な物証(メモ、録音テープ、写真等)が示されたもの

(イ) 談合に参加した当事者以外に知り得ないと思われる内容を含むもの

(ウ) 上記(ア)及び(イ)のほか、調査が必要であると認められるもの

イ 支出負担行為担当者等は、アに該当しない場合は、契約を継続するものとする。

(3) 調査(事情聴取)手続等

1の(6)から(8)までの規定は、契約締結後に談合情報を受理した場合に準用する。

(4) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理(談合の事実があると認められる場合)

ア 支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会等から「談合の事実があると認められる」と通知されたときは、速やかに公正取引委員会及び警察に通報するものとする。

イ 支出負担行為担当者等は、公正取引委員会等の判断により、談合の事実が確定したときは、当該契約の契約条項に基づき賠償金を徴収するものとする。

また、契約の履行状況等を考慮し、契約解除についても検討するものとする。

ウ 支出負担行為担当者等は、公正取引委員会等の判断を待つことなく契約を解除することが適当と判断したときは、契約の相手方に契約解除を申し入れ、合意解除するものとする。

エ イ又はウの規定により契約を解除したことに伴い新たに必要となる契約について競争入札を執行しようとする場合において、指名競争入札による場合は、当初の入札参加者を指名しないものとする。

(5) 公正入札調査委員会等の審議結果通知後の事務処理(談合の事実が確認できない場合)

支出負担行為担当者等は、公正入札調査委員会等から「談合の事実が確認できない」と通知されたときは、契約を継続するものとする。

(6) 公正入札調査委員会への談合情報の事務処理経過の報告等

1の(12)及び(13)の規定は、契約締結後に談合情報を受理した場合に準用する。

第2 入札監視委員会による調査検証

1 談合事実認否の審議を依頼された場合の対応

(1) 談合事実認否の審議

第1の1の(8)の規定に基づく入札監視委員会による談合事実認否の審議は、支出負担行為担当者等から提出された関係書類、入札監視委員会が必要に応じ行う調査検証の結果等により行うものとする。

(2) 意見書の作成

ア 入札監視委員会は、審議を終えたときは談合事実の認否、その判断理由等を記載した意見書を作成し、支出負担行為担当者等に通知するものとする。

イ アの規定による意見書の通知は、支出負担行為担当者等から審議の依頼を受けた日からおおむね30日以内に行うものとする。

2 入札監視委員会への対応

支出負担行為担当者等は、入札監視委員会による1の(1)の談合事実認否の審議及び談合情報対応等に関する審議に当たり、入札監視委員会から資料提供その他の要請があったときは適切に対応するものとする。

第3 公正入札調査委員会

1 公正入札調査委員会の設置

道が発注する契約に係る競争入札の適正を期し、公正取引委員会及び警察との連携を図りつつ、

談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、部長等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第2条第1号に定める「部長等」をいう。以下同じ。）、教育長、警察本部長、総合振興局長、振興局長、教育局長及び方面本部長は、公正入札調査委員会を設置するものとする。

2 公正入札調査委員会の所掌事項

- (1) 公正入札調査委員会は、談合事実の認否についての審議を所掌するものとする。
- (2) 部長等が設置した公正入札調査委員会は、その設置者が所管する財務規則別表第1に掲げる部局及び地方部局（総合振興局及び振興局を除く。）に係る談合情報に関する(1)の事項を所掌するものとする。
- (3) 教育長が設置した公正入札調査委員会は、教育長が所管する財務規則別表第1に掲げる部局及び地方部局（教育局及び道立学校を除く。）に係る談合情報に関する(1)の事項を所掌するものとする。
- (4) 警察本部長、教育局長及び方面本部長が設置した公正入札調査委員会は、その設置者が所管する財務規則別表第1に掲げる地方部局に係る談合情報に関する(1)の事項を所掌するものとする。

3 公正入札調査委員会の審議の取扱い

公正入札調査委員会の審議は、非公開とする。

4 公正入札調査委員会規程（準則）及び準則の取扱い

1の公正入札調査委員会の設置に当たっては、別記1又は別記2に準拠した公正入札調査委員会規程を定めるものとする。

第4 本手続に基づく対応に係る留意事項等

1 依頼を受けた事務に係る談合情報の取扱い

- (1) 財務規則第204条の19及び第204条の20の規定により総務部長、建設部長又は出納局長が依頼を受けた公有財産の取得等の事務に係る競争入札において談合情報があった場合は、依頼を受けた総務部長、建設部長又は出納局長が当該談合情報に係る対応を行うものとする。この場合において、本通達中「支出負担行為担当者等」とあるのは「財務規則第204条の19又は第204条の20の規定により依頼を受けた総務部長、建設部長又は出納局長」と読み替えるものとする。
- (2) 財務規則第213条の2の規定により出納局長が依頼を受けた物品の購入等の事務に係る競争入札において談合情報があった場合は、依頼を受けた出納局長が当該談合情報に係る対応を行うものとする。この場合において、本通達中「支出負担行為担当者等」とあるのは「財務規則第213条の2の規定により依頼を受けた出納局長」と読み替えるものとする。
- (3) 財務規則第213条の3の規定により総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が依頼を受けた物品の購入等の事務に係る競争入札において談合情報があった場合は、依頼を受けた総合振興局長等が当該談合情報に係る対応を行うものとする。この場合において、本通達中「支出負担行為担当者等」とあるのは「財務規則第213条の3の規定により依頼を受けた総合振興局長等」と読み替えるものとする。

2 情報管理に関する措置

第1の1の(5)の規定により入札の執行を取りやめた場合は、「公正な入札を妨げる行為の禁止について」（平成12年5月26日付け局総第149号出納局長、総務部長通知）等に留意して、必要な措置を採るものとする。

3 新たに一般競争入札を執行する場合の取扱い

本手続の規定に基づき、当初の入札の執行を取りやめ新たに制限付一般競争入札実施要領（「制限付一般競争入札実施要領の制定について」（平成12年5月31日付け建情第368号））に基づく入札を執行する場合において格付要件を緩和するときは、同要領4の(2)のイの規定により準用することとなる事業別基準適用基準（「事業別基準の適用基準の制定について」（平成14年3月28

日付け事調第2537号)) 7の規定による知事の承認があったものとして、入札を執行して差し支えないものとする。

4 新たに通常の指名競争入札を執行する場合等の留意事項

本手続の規定に基づき、当初の入札の執行を取りやめ新たに通常の指名競争入札を執行する場合及び通常の指名競争入札について入札の執行を延期し入札参加者を7者以上追加指名した上で入札を執行する場合において、入札参加者が少数となるおそれがあるなど必要と認められるときは、適正な入札及び契約履行の確保ができる範囲内において、次のとおり取り扱って差し支えないものとする。

- (1) 建設工事の請負契約に係るもののうち、工事の予定価格に対応する等級に格付けされた者を指名選考することとされているものについて、事業別基準適用基準7の規定による知事の承認があったものとして、当該等級に格付けされた者以外のものを対象に含めて指名選考を行い入札を執行すること。
- (2) 建設工事共同企業体の活用方針(「建設工事共同企業体の活用方針について」(平成13年3月22日付け建情第2290号))2の(2)に規定する経常建設共同企業体(以下「経常建設共同企業体」という。)を活用した建設工事の請負契約に係るものである場合において、経常建設共同企業体を対象に含めて指名選考を行い入札を執行すること。
- (3) 財務規則第161条ただし書の規定に該当するものとして7者未満の入札参加者を指名して入札を執行すること(新たに通常の指名競争入札を執行する場合に限る。)

5 第1の1の(10)の規定により難しい場合の取扱い

- (1) 第1の1の(10)の規定に基づかない対応を行うことについてやむを得ない理由があるときは、その適否について指名選考委員会の審議に付し適当であると判断された場合に限り、当該対応を行うことができるものとする。この場合においては、当該対応を行う理由を具体的に記載した書面を作成し、第1の1の(12)による報告、第1の1の(13)による総務部行政局長への談合情報経過記録の送付及び第5の1による公表時に、当該書面を談合情報対応経過記録書に添付するものとする。
- (2) 第1の1の(11)の規定は、(1)の対応に係る入札を執行した結果、談合情報どおりの者が落札対象者となった場合その他の入札結果等から特に調査等が必要と認められる場合に準用するものとする。

第5 公表

1 談合情報対応経過の公表

支出負担行為担当者等は、第1の手続を終えた後、談合情報対応経過記録書を、当該支出負担行為担当者等が管理するホームページにおいて速やかに公表するものとする。ただし、財務規則別表第1に掲げる地方部局にあっては、当該地方部局を所管する部長等又は部局長(財務規則第2条第4号に定める「部局長」をいう。以下同じ。)が管理するホームページにおいて公表することができるものとする。

なお、公表期間は、当該公表の日から1年間とする。

2 本手続の公表

部長等、部局長及び地方部局長(財務規則第2条第5号に定める「地方部局長」をいう。)は、この談合情報対応手続を、閲覧場所を定めて公表するものとする。

第6 その他

1 入札参加者等への周知事項

支出負担行為担当者等は、業者への指名通知等に当たり、次の事項を併せて通知するものとする。

- (1) 談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算内訳書の徴取を行うこと又

は入札の執行を取りやめることがあること。

(2) 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあること。

2 随意契約の場合の準用

随意契約（見積合わせを行う場合に限る。）において談合情報があった場合は、競争入札の手續に準じて取り扱うことができるものとする。

3 公正取引委員会及び警察への協力

支出負担行為担当者等は、公正取引委員会及び警察への通報等の後に、公正取引委員会及び警察より協力依頼があった場合は、事務に支障がない範囲で協力するものとする。

〇〇部公正入札調査委員会規程（準則）

（趣旨）

第1条 道が発注する契約に係る競争入札等の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、〇〇部に、〇〇部公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、〇〇部並びに〇〇部の所管する出先機関が発注する契約に係る競争入札等について、談合に関する情報があった場合には、談合事実の認否についての審議を所掌する。

（組織）

第3条 委員会は、次の職にある者を委員として組織する。

- （1） 部長
- （2） 次長
- （3） 局長
- （4） 技監
- （5） 総務課長
- （6） 〇〇課長

2 委員長は、部長を充てる。

（委員長の職務及びその代理）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 議事は、出席委員の過半数によって決するが、可否同数の場合は委員長が決する。

4 委員長は、委員会の議事に必要な説明を行わせるため、必要と認める者を説明員として委員会に出席させることができる。

（書記）

第6条 委員会の議事を整理するため、委員会に書記を置く。

2 書記は、〇〇〇〇を充てる。

3 書記が委員会に出席できない事情があるときは、委員長が出席委員の中から指名する。

（審議内容の記録等）

第7条 書記は、審議を行ったときは、開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記録した議事録を作成し、記名押印する。

2 前項の議事録は、委員長が指名した出席委員がその内容を確認し、記名押印する。

3 審議に用いた資料及び第1項の議事録は、書記が保管する。

（秘密を守る義務）

第8条 委員会に出席した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（委員長への委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

〇〇部公正入札調査委員会規程（準則）の取扱い

1 準則の適用

別記1の準則は例示であり、委員会の設置者ごとに、適宜変更して定めるものとする。

2 第1条関係

「競争入札等」には、競争入札のほか、見積合わせにより行う随意契約を含むものとする。

3 第3条関係

- (1) 委員は、課長（相当職を含む。）以上の職位にある者を充てるものとする。
- (2) 「総務課長」とは、財務規則第2条第2号に規定する代表課長等をいうものとする。
- (3) 総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）における委員会の委員は、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）、副局長（地域創生部・保健環境部・産業振興部担当）、副局長（建設管理部担当）、地域創生部長、保健環境部長、産業振興部長、建設管理部長（建設管理部を置く総合振興局等に限る。）及び森林室長とする。
- (4) 総合振興局長等は、総合振興局等の部の組織又は森林室が遠隔の地にあること等から、委員会の審議に支障が生じると認めるときは、あらかじめ当該部の組織又は森林室の課長（相当職を含む。）以上の職位にある者（建設管理部にあっては、副局長（建設管理部）を含む。）を委員とする部会を設置し、当該部の組織又は森林室の所管する事案についての審議を行わせることができるものとする。この場合において、総合振興局長等は、部会の設置について委員会規程中に明記するものとする。
- (5) 部会における事務処理については、委員会規程と同様に「〇〇総合振興局（〇〇振興局）公正入札調査委員会〇〇部会規程」を定めて、これを行うものとする。この場合において準則中「委員会」とあるのを「部会」に、「委員長」とあるのを「部会長」に改めて部会の規程を定めるものとする。
- (6) (4)の規定により部会を設置した総合振興局長等は、総合振興局等における委員会の委員から、当該部会の委員を除くものとする。
- (7) (4)の規定により部会を設置した場合における談合情報対応手続の事務処理については、同手続中「委員会」とあるのを「部会」に、「委員長」とあるのを「部会長」に読み替えて事務処理を行うものとする。
- (8) 部会の長は、次に掲げる事項について支出負担行為担当者等から報告を受け、又は支出負担行為担当者等に通知を行った場合は、直ちにその報告内容又は通知内容について委員会の委員長に報告するものとする。
 - ア 談合情報対応手続第1の1の(2)（第1の2の(1)のア又は第1の3の(1)のアにおいて準用する場合を含む。）の規定による談合情報の報告
 - イ 談合情報対応手続第1の1の(4)のウの規定による入札結果の報告
 - ウ 談合情報対応手続第1の1の(7)のイ（第1の1の(11)のイ、第1の2の(3)又は第1の3の(3)において準用する場合を含む。）の規定による談合事実認否の審議結果の通知
 - エ 談合情報対応手続第1の1の(12)（第1の2の(6)又は第1の3の(6)において準用する場合を含む。）規定による談合情報に関する事務処理経過の報告
- (9) 委員となるべき職の者が他の職を兼職するときは、本職である職として委員となるものとし、兼ねることとされた職にあっては、委員としないものとする。

4 第4条関係

「委員長があらかじめ指名する委員」とは、次長、局長又は技監の職にあるものをいう。

5 第5条関係

「必要と認める者」とは、談合に関する情報を直接入手した者、談合に関する情報の対象となる競争入札等の参加者から事情聴取を行った者などをいう。

6 第6条関係

- (1) 本庁にあっては、書記は、委員会の庶務を所掌する課の課長又は当該課長を補佐する職にある者を充てる。
- (2) 総合振興局等にあっては、書記は、総務課主幹を充てる。ただし、保健環境部、建設管理部又は森林室が所掌する契約に係る談合情報にあっては、それぞれ保健環境部、建設管理部又は森林室の職員のうち、総合振興局長等が指定する者を充てるものとする。
- (3) 3の(4)の規定により、総合振興局等の部の組織又は森林室に部会を設置した場合における部会の書記は、当該部会の長が指定するものとする。

7 第7条関係

- (1) 第3項の書記には、委員長が出席委員の中から指名した者を含めない。
- (2) 「審議に用いた資料」とは、談合情報を受理した機関から送付された談合情報報告書及び事情聴取書並びに新聞、雑誌等の関連記事などをいう。

(部局名等)

談合情報報告書

年 月 日

情報を受理した日時	年 月 日 () 時 分	
契約名		
契約の方法	・一般競争入札 ・指名競争入札 (通常・公募型) ・随意契約 (見積合わせ)	
入札等参加 (予定) 者		
入札等執行 (予定) 日時	年 月 日 () 時 分	
落札者等		
情報提供者の勤務先又は報道機関名、役職、氏名等 (匿名を含む。)		
受信者		
情報が寄せられた方法	・電話 ・書面 ・面接 ・報道 ・その他 ()	
情報内容	談合が行われた契約名	
	談合を行った者の氏名	
	談合が行われた日時	
	談合が行われた場所	
	落札予定者等の情報	
	落札予定金額等の情報	
	情報の入手先その他の情報	
	物的証拠	
情報提供者への 対応の概要 その他特記事項		
部局等担当部課係	TEL	
本庁所管部課係報告先	TEL	

調査の実施予定

1 調査を行う。 2 調査を行わない。

注1 はがき、封書等の書面、新聞等により談合情報を把握した場合は当該書面、新聞等を、
電話、面接等により談合情報を把握した場合は対応内容を記録した書面を添付すること。

2 「調査の実施予定」欄は、支出負担行為担当者等において記入すること。

(部局名等)

事情聴取書

年 月 日

1 談合情報の対象となった契約名等

契 約 名	
業 者 名	
事情聴取を受けた者	
事情聴取を行った職員	職 職 氏名 氏名
事情聴取を行った日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
事情聴取を行った場所	

2 事情聴取事項及び内容

質 問	聴 取 内 容

談合情報に係る審議依頼書

(記号) 第 号
年 月 日

北海道入札監視委員会委員長 様

(支出負担行為担当者等)

次の契約に係る談合情報について、談合情報対応手続に基づき審議を依頼します。

記

契 約 名	
契 約 の 方 法	
入札公告（指名通知）日	年 月 日 ()
入札執行（予定）日時	年 月 日 () 時 分
談合情報を受理した日時	年 月 日 () 時 分
情報が寄せられた方法	・ 電話 ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道 ・ その他 ()
担 当 部 課 係	TEL
備 考	

()

注 談合情報報告書（写し）、事情聴取書（写し）、契約内容の概要を記載した書面、指名選考過程を記載した書面、入札結果一覧表等の関係書類を添付すること。

談合情報対応経過記録書

公表年月日 年 月 日

情報を受理した日時	年 月 日 () 時 分
契 約 名	
契 約 の 方 法	
入札等執行(予定)日時	年 月 日 () 時 分
調査実施の有無	(調査を) 1 実施した。 2 実施しなかった。
	----- 調査を実施しなかった理由
談合事実の認否 (北海道入札監視委員会による審議) ・有 ・無	(談合の) 1 事実があると認められる。 2 疑いが強いと認められる。 3 事実が確認できない。
	----- 理 由 (1 又は 2 に該当する場合)
入札後再調査を実施した場合の談合事実の認否	(談合の) 1 事実があると認められる。 2 疑いが強いと認められる。 3 事実が確認できない。
	----- 理 由 (1 又は 2 に該当する場合)
談合情報に対する対応	内 容

- 注1 「調査の実施の有無」欄及び「談合事実の認否」欄は、該当する事項に○を付すこと。
 2 理由及び内容を記入する場合は、できるだけ簡潔に記入し、具体的な業者名、予定価格及び落札金額については、記入しないこと。
 3 調査を実施しなかった場合における「談合事実の認否」欄など、記載すべき事実がない欄は、斜線を引き、抹消した上で公表すること。
 4 「談合事実の認否」及び「入札後再調査を実施した場合の談合事実の認否」の「理由」欄は、談合の事実がある又は疑いが強いと認められる場合に記入すること。
 5 「談合情報に対する対応」欄は、入札の取りやめ、再度の入札の方法、契約の解除等の調査結果等に基づく対応内容を記入すること。